



第10条 再雇用職員の給与は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に規定する給料及び手当とする。

2 前項により再雇用職員（一般）に支給する手当は、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手当及び施設管理手当とする。

3 第1項により再雇用職員（非常勤）に支給する手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。ただし、通勤手当については勤務日数により別に定める。

（退職手当）

第11条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

（懲戒）

第12条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き事務職員としての在職期間中の行為が、就業規則第64条に規定する懲戒の事由に該当する場合は、法人は、これに対して懲戒に処することができる。

（就業規則の準用）

第13条 再雇用職員の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、就業規則を準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。